

香川県収用委員会事務局の設置等に関する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第25号

香川県収用委員会事務局の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県収用委員会（以下「委員会」という。）の事務局の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 委員会に、その事務を整理させるため、事務局を置く。

(職の設置等)

第3条 事務局に、事務局長のほか、必要に応じて次の職を置く。

- (1) 課長補佐
- (2) 副主幹
- (3) 主任
- (4) 主任主事
- (5) 主事

2 事務局長は、委員会の権限に属する事務については会長の、知事の権限に属する事務については知事の指揮を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 課長補佐は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、事務局長を補佐する。

4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。

5 主任主事及び主事は、上司の命を受けて、事務に従事する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。